

令和7年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和7年10月31日

浅川清流環境組合議会

令和 7 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
(議案上程)		
議案第 8 号	浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 の制定について.....	5
議案第 9 号	令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について.....	6
議案第 10 号	令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算 (第1号)	16
(議員派遣)		
議員派遣の件	17
閉会	17

令和 7 年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日 時 令和7年10月31日（金）午前10時

場 所 可燃ごみ処理施設501会議室

出席議員（11名）

1 番	ちかざわ 美 樹 君	2 番	森 沢 美和子 君
3 番	鈴 木 洋 子 君	4 番	窪 田 知 子 君
6 番	小 坂 まさ代 君	7 番	森 田 たかし 君
8 番	はぎの 英 輔 君	9 番	水 谷 たかこ 君
10 番	小 林 正 樹 君	11 番	河 野 麻 美 君
12 番	沖 浦 あつし 君		

欠席議員（1名）

5 番 対 馬 ふみあき 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	古 賀 壮 志 君	副 管 理 者	丸 山 哲 平 君
副 管 理 者	白 井 亨 君	代 表 監 査 委 員	福 島 基 君
会 計 管 理 者	田 中 洋 平 君	事 務 局 長	長 谷 川 浩 之 君
事 業 課 長	高 木 秀 樹 君	総 務 課 長	岡 本 正 信 君
総 務 課 係 長	西 脇 康 弘 君		

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記 深 山 修 志 君

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍
速 記 者 松 丸 晋 君

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告

(議案上程)

日程第4 議案第8号 浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第5 議案第9号 令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

日程第6 議案第10号 令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)

(議員派遣)

日程第7 議員派遣の件

○議長（窪田知子君） おはようございます。

これより、令和7年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員、11名であります。

○議長（窪田知子君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員について、会議規則第81条の規定により、議長において、9番水谷たかこ議員、10番小林正樹議員を指名いたします。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（窪田知子君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 皆様、おはようございます。

本日は、御多忙のところ、令和7年第2回浅川清流環境組合議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、6件の報告を行います。

1. 災害廃棄物広域支援について

当組合では、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市、川崎市、広域処理が必要な被災市、東京都及び石川県が締結した「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」に基づき、令和6年能登半島地震に伴い発生した石川県内の災害廃棄物について、当組合の可燃ごみ処理施設で受け入れ処理を行いました。

受入れ実績は、令和6年度が、3月に2回で、計8.08トン、令和7年度が、4月に2回、5月と6月にそれぞれ4回で、計39.51トン、合計で47.59トンの受入れを行い、令和7年6月をもって終了となりました。

また、令和6年度より実施してまいりました、能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入れについて、東京都内の自治体等処理施設への搬入につきましても、令和7年9月をもって終了いたしました。

2. 水銀濃度の一時的上昇について

令和7年3月21日に、当組合の定める公害防止基準値を超える水銀濃度が測定されました。

短時間で正常な数値に復帰したため、組合の定める停止基準には至らず、また、直ちに周辺地域への環境汚染や健康被害を生じることもありませんでしたが、水銀の混入防止に向けた啓発につなげるため、当組合の定める公表基準には該当しないものの、速やかに公表を行いました。

組合といたしましては、この事態を重く受け止め、構成市に対して、再発防止に向けた、市民、事業者への適切なごみの出し方の指導、啓発のさらなる徹底を要請いたしております。

なお、令和7年度においては、9月末まで同事象は発生しておりません。

3. ごみ処理実績について

令和6年度の可燃ごみの搬入量は、全体で5万8,441トンとなり、内訳としては日野市が2万7,707トン、国分寺市が1万6,662トン、小金井市が1万4,064トン、令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入量が8トンとなっております。

可燃ごみの搬入量につきましては、人口増及び災害廃棄物の受入れ等の影響により、令和5年度と比較いたしまして、全体で40トン、0.07%の微増となっておりますが、一人当たりの排出量は減少傾向が見られたところです。

引き続き、構成市3市とともに、ごみの減量と適切な分別の啓発に取り組んでまいります。

4. 施設見学実績について

令和6年度の施設見学の実績といたしましては、団体見学は105件、4,590人、個人見学は19件、50人となっております。

令和5年度の実績に比べ、団体、個人合わせて4件の増、1,387人の大幅な増加となっております。特に小学校の社会科見学が多く、令和6年度においては、構成市3市全ての公立校の小学4年生が見学に来ました。

今後も、よりよい環境学習のお手伝いができるよう、施設見学の充実を図ってまいります。

5. 環境定点測定及び維持管理情報について

環境定点測定につきましては、周辺地域の御要望を受け、居住地に近い地点で環境調査を行っているものです。

測定時期は、夏、冬の年2回、測定地点は、可燃ごみ処理施設周辺の公園など4地点で測定を行っております。

いずれの測定結果も環境基準値、指針値以下の数値となっております。

また、この環境定点測定とは別に、維持管理情報として、当施設の煙突出口付近の排ガス等の状況を毎月測定し公表しております。

こちらの測定結果についても、全て排出基準値以下の数値となっております。

今後も信頼される施設運営のため、測定及び公表を行ってまいります。

6. 専門家委員会の開催について

公害の防止対策など、施設の運転について、学識経験者の意見を伺う場として専門家委員会を設置しております。

2月18日及び8月6日に開かれました、第6回及び第7回専門家委員会では、水銀濃度の一時的な超過、水銀混入に対する組合の取組、令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受け入れ処理の状況について御報告をさせていただきました。

委員からは、「運転管理は適切である。排ガスの測定結果も非常に低い数値である。水銀については公表する数値の意味や内容についても丁寧に説明するとよい。水銀混入に対する取組は一定の効果が出ていると感じる。活性炭などの薬剤使用量が増えることは、温暖化対策に逆行している。引き続き、

構成市3市と協力して、入り口側の対策を強めていくことも重要」などの意見をいただいております。

次回の専門家委員会の開催は令和8年2月を予定しております。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（窪田知子君） これより、議案第8号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第8号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都及び組合構成市の制度状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。

本条例は、令和7年12月1日から施行をするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

議案第8号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに概要でございます。令和6年に国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、令和7年4月1日に施行されました。構成市等においても同様の改正がされていることを踏まえ、組合の条例についても改正を行うものでございます。

議案書4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

初めに第6条、旅費の種類でございます。第1項の「支度料」及び「旅行雑費」を統合し、「渡航雑費」とするものであります。それに伴い、支度料の説明である同条第9項を削除、併せて旅行雑費の説明文である同条第10項の文言を渡航雑費とするとともに、第9項へ繰り上げるものでございます。

続きまして、同条第5項中「1キロメートル当たりの」という文言を削除するものであります。

続きまして、同条第8項中「水路旅行及び航空旅行」という文言を「旅行」にするものであります。

次に、第20条、本邦通過の場合の旅費でございます。本邦通過の場合の旅費から「食料」を削除するものであります。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

別表第2でございます。外国出張の旅費の額の基準となる法令を、国家公務員等の旅費に関する法律から、国家公務員等の旅費に関する法律施行令とするものであります。

3ページにお戻りください。

下から2行目、付則でございます。この条例は、令和7年12月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第9号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第9号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

歳入決算額は24億306万4,188円、歳出決算額は22億4,695万338円、歳入歳出差引残額は1億5,611万3,850円であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長の説明の前に、代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（福島基君） 代表監査委員の福島でございます。

令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました決算書及び決算付属書類について、水谷監査委員とともに慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また、出納閉鎖日における令和6年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の趣旨に基づき、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪田知子君） 次に、事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） それでは、議案第9号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の1ページを御覧ください。中段でございます。令和6年度浅川清流環境組

合一般会計歳入歳出決算書、予算現額は23億1,480万2,000円、歳入決算額は24億306万4,188円、歳出決算額は22億4,695万338円、歳入歳出差引残額は1億5,611万3,850円でございます。

詳細は、議案書と一緒に提出させていただきました別冊の令和6年度一般会計歳入歳出決算書で御説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。令和6年度浅川清流環境組合歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の欄、左側から予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額はたゞいまの御説明のとおりでございます。

一般会計の欄の3ページの一番右側、実質収支額は歳入歳出差引額と同じ1億5,611万3,850円でございます。剰余金につきましては、地方自治法第233条の2の規定により、令和7年度の歳入に繰越処理をしております。

引き続き、事項別明細書により御説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。

歳入の決算状況でございます。13ページ、備考欄で主なものを説明させていただきます。

備考欄最上段、事務経費負担金でございます。事務経費負担金については、施設の土地の借上料や組合債の償還金など、施設の設置に関する費用については構成市3市で等分の負担をしていただき、その他の議会費、職員の給与、可燃ごみ処理施設運営業務委託料など、施設の運営に関わる費用については、各市の可燃ごみの搬入量に応じて負担していただいております。

その下、周辺環境整備負担金につきましては、国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただいたものでございます。

次に、前年度繰越金でございます。令和5年度の剰余金を令和6年度の歳入に繰越処理をしたものでございます。

続いて、下から3行目、余剰電力売電料でございます。可燃ごみ処理施設に設置する発電設備から発生する電力で、固定価格買取分と入札分に分けて売却するものでございます。令和6年度は入札分の売却単価が下がったため、前年度と比較して約1億595万2,000円の減となっております。

その下、有価物売却代金は、ごみ焼却処理の過程で発生する焼却鉄及び落じん灰を資源として売却したことによる収入でございます。

その下、その他雑入については、主に石川県能登半島地震に伴う災害廃棄物処理業務に係る受託金などがございます。

最下段でございます。歳入合計です。収入済額24億306万4,188円の調定額に対する収入率は100%でございます。

続きまして、歳出の決算状況でございます。歳出につきましては、令和6年度の特徴的な予算科目等を中心に、備考欄にて御説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。一番右側の備考欄、議会事務経費でございます。議会費全体の決算状況は、支出済額436万1,627円、予算現額に対する執行率は92.8%でございます。

続きまして、中段、一般管理経費でございます。総務費全体の決算状況は、支出済額6億8,258万421円、予算現額に対する執行率は98.2%でございます。

次に、備考欄、2給料及び3職員手当等でございます。現在、施設が本格稼働した際には、職員数を見直すとした構成市との取決めを基に、段階的に職員数を削減中であり、令和6年度は前年度から

1人減の12人分の支出となっております。

16ページ、17ページをお開きください。備考欄、22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金でございます。こちらは令和5年度の剰余金を令和6年度に繰り越した後、その2分の1を構成市3市に事務経費清算金として返還したものでございます。

その下、24積立金、財政調整基金でございます。こちらは先ほどの繰越金のうち2分の1を財政調整基金に積み立てたものでございます。令和3年度より、地方財政法第7条の規定により、前年度の剰余金の2分の1を基金として積み立て、基金会計に振り替えているものでございます。

続きまして、その下、施設運営経費でございます。全体の決算状況は、支出済額5億9,813万8,681円で、予算現額に対する執行率は94.5%でございます。

18ページ、19ページをお開きください。備考欄上から6行目、災害廃棄物焼却灰処理業務委託料でございます。令和6年能登半島地震の被災地である珠洲市、輪島市で発生した災害廃棄物について、早期復興に貢献することを目的に、都内23区、多摩地域及び川崎市内の清掃工場で災害廃棄物を受け入れ処理を行いました。当組合では、令和7年3月より受入れを開始し、令和6年度については、8.08トン进行处理いたしました。当該委託料は、処理後の焼却灰について、東京たま広域資源循環組合でエコセメント化していただくための委託料でございます。

次に、18負担金、補助及び交付金、不可抗力損害発生時対応負担金でございます。排ガス中に含まれる水銀濃度が一時的に当組合が定める公害防止基準値を超える事象が、令和5年度に6回、令和6年度に入ってから4月に発生したことから、水銀濃度を抑えることを目的として、令和6年5月31日0時より、活性炭の常時吹き込み量を増量いたしました。

また、水銀濃度超過発生後、東京たま広域資源循環組合へ灰の搬出を再開するためには、搬出する灰に含まれる水銀の数値が東京たま広域資源循環組合の基準を満たしていることを証明する必要がございます。当該負担金は、増量分の活性炭の費用及び灰の検査費用となっております。

本来、水銀は、可燃ごみ処理施設におけるごみ焼却の工程において、化学反応などによって発生するものではなく、何らかの要因で可燃ごみとして搬入され処理されたことが原因であり、搬入されなければ発生するものではないため、施設としては防ぐことができないものでございます。これらを踏まえて、本施設の運営業務受託者と協議を行い、今回の水銀濃度超過事案については不可抗力によるものと判断し、不可抗力損害発生時対応負担金として受託者へ支出したものでございます。

次に、備考欄中段やや下、組合債元金償還関係経費、地方債償還元金と、その下の地方債償還利子でございます。施設建設に当たり、財政融資資金につきましては、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年にわたり借入れを行いました。その償還金及び利子でございます。

次に、その下、予備費は、当初予算において2,000万円を計上させていただいておりましたが、執行はございませんでした。

最後に、最下段、歳出合計の支出済額は22億4,695万338円で、予算現額に対する執行率は97.1%、予備費を除いた執行率は97.9%でございます。

以上、議案第9号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての御説明となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） これより質疑に入ります。

ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 大きく3つのことをお伺いします。1つ目は、19ページの今、直近で御説明がありましたごみ処理費の不可抗力損害発生時対応負担金のところで、これは確認だけですが、令和6年度は4回の公害防止基準値超えが測定されたということによろしいですか。この回数をまず最初に確認させてください。

○議長（窪田知子君） 答弁を求めます。事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

令和6年度の水銀超過事案といたしましては、日数で言いますと4回でございます。炉でいきますと5回になります。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） ありがとうございます。認識、合いましたので、この問いはこれで結構です。

2つ目に伺います。これは同じく事業費の施設運営費ということで伺いたいと思います。施設運営の事業の内容というよりも、事業の存続にかかわることなので伺っていきたいのですけれども、次期の可燃ごみ処理施設建設ということについて伺いたいと思っています。

平成26年1月16日付で、日野市、国分寺市、小金井市の3市で、新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書というのを締結しています。この議会の構成の議員さんたちも新しくなっておられますし、管理者の皆さんも新しくなって、その時点より新しくなっているので、こうしたことを確認させていただきたいのですけれども、この覚書の中では、次期建設について、引き続き構成団体で施設整備及び運営する場合には、日野市以外の国分寺市または小金井市に可燃ごみ処理施設が整備、運営されることとなっているという認識が前提なのかと思います。当時の覚書の締結の場面については、今もなお日野市のホームページで見ることができますし、恐らく国分寺市、小金井市のホームページでも確認できるのではないかと思います。

ですので、この前提、引き続き構成団体で施設整備及び運営する場合には、日野市以外の国分寺市または小金井市に可燃ごみ処理施設が整備、運営される。小金井市、国分寺市との課題ということになるのかと思いますが、これらの事項を踏まえて、令和2年度に次期可燃ごみ処理施設建設に向けたスケジュールを作成して、こちら地元地域には提示しております。このスケジュールに基づいて、3市の部長会議や課長会議などで協議、課題整理を行っている、こういうことなのかと思いますが、これについては認識に間違いございませんでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

この件に関しまして、浅川清流環境組合においては、これらを決定していく立場ではございませんので、その辺りは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 決定というよりも、3市で部長会議、課長会議などで協議されて、課

題整理をされているということについて、浅川清流環境組合としては、その事実は一切関知していないということなのでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

一切の関知ということになりますと、そこはそういうことではございませんけれども、これらの決定権はございませんので、御承知いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） そうしましたら、決定に関するそうした権限はないということではあるのですが、この会議が開かれていることを御存じか、御存じでないかは、お答えいただけますでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 承知なのかといえば、存じております。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 直近の会議がいつ開かれたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 直近というのは、どのような会議のことを指しているところでございましょうか。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） そうしますと、3市の部長会議、また課長会議等とされていますので、ここで、つまり次期の。開始からおおむね30年後と言われています。もう5年たってしまっていますので、もう25年後ということになりますけれども、これに向けてスケジュールがありますので、3市の部長会議、課長会議、これが開かれていると思えますので、それぞれいつ開かれたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 構成団体協議会というのがございますので、それは私どものほうで承知しているところでございます。定期的開催されているものでございます。

あとは、クリーンセンター連絡協議会というのがございます。こちらのほうも各市がスケジュールを示している場であるというところでございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 構成団体協議会とクリーンセンター連絡協議会で、この次期についてのことがいつ話し合われたかということを知りたいわけなのですが、それを最後に話し合われたのはいつなのかということは、御存じでしたら教えてください。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

話合いというか、資料で言いますとクリーンセンター連絡協議会、前回のところにも資料で出しておりますので、公開もされているというところでございます。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　クリーンセンター連絡協議会というのは、浅川清流環境組合が主催しているのですかね。そうですね。

それでは、クリーンセンター連絡協議会で最後にこの次期可燃ごみ処理施設建設に向けたスケジュールが報告されたのはいつでしょうか。

○議長（窪田知子君）　事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君）　クリーンセンター連絡協議会は私どもの主催ではございません。

開催されたのは7月と認識しております。

以上です。

○議長（窪田知子君）　ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君）　そうすると、さっきの御答弁でクリーンセンター連絡協議会のほうでもというふうにおっしゃったので、私、そこで報告されているのかなと思ったので今、聞いたのですが、クリーンセンター連絡協議会は日野市の主催で、浅川清流環境組合の主催ではないということよろしいですか。

今、うなずいてくださったので、御答弁としては結構です。

令和3年7月10日に第11回クリーンセンター連絡協議会に示された資料5において、次期可燃ごみ処理施設建設に向けたスケジュールを受けての対応ということは確かに資料で示されています。ワーキンググループの体制、それから検討されているごみの搬入量、また人口の動向、そうしたもので、つまり、30年後どれだけ人口が増えたり減ったりしていて、ごみ量がどう変化するのかということ、これは今、御答弁いただいていないので、恐らく3市の部長会議や課長会議で協議、課題整理を行って、それを日野市が主催しておりますクリーンセンター連絡協議会でお示したということになるのかなというふうに思います。

私が伺いたいのは、日野市議会でこれを伺っても構わないのですが、ここがあと25年たったならば、ここで運営することができないという、理屈上そうですね。ここはあとおおむね30年、これがあと25年たって古くなったら、これはもう運営できないということになりますので、私はこれは浅川清流環境組合議会で考えるべき重要なテーマであるとも思っています。なぜなら、それを逆算して考えていけば、日野市で、この施設が建設、稼働するということに至るまでは、かなりの時間をかけて、日野市内で基本的な構想から基本設計、詳細設計、そのプロセスに大きな問題があるということで、2020年4月の本格稼働ということになっていきますので、これから25年間、この問題を、私はここでも繰り返し繰り返しどうなっているのかということが問題にされるべき内容だと思って、今日は、昨年度の決算審議ですけれども、このことを取り上げさせていただきました。

しかし、今、浅川清流環境組合事務局のほうでは、この3市の協議についてはあくまで、私その場が分からないのですが、今、私が伺ったところだと、次期建設に向けた問題をどこで協議するのか。3市の部長会議、課長会議、構成団体協議会というものがあるということが分かったので、この構成団体協議会の議事、内容、また検討の内容や課題については、浅川清流環境組

合では一切御存じないということでもよろしいでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 構成団体協議会という名称の会議自体は、私どものほうで実施をしているものでございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） そうしますと、浅川清流環境組合が構成団体協議会を開催しており、その内容についても把握しているのかなと察しますけれども、そうではないのでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 会議自体は、構成団体協議会というのは、全体のもろもろの協議をする場というところで開催はしております。しかし、30年後の施設に関しての決定をしていくというところの私どもが決定権がないというところでございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） その決定自体は、また別な考え方に基づいて決定が行われるのかなと思いますが、ここでは課題整理や研究考察と言うのでしょうかね。それはここで行われていると思いますが、この議事録やその協議内容、分かってきたことなどは公開されて、私たちなども拝見することができるのでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） そのスケジュール感というのは、やはりクリーンセンター連絡協議会のほうで示しているものということでございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） やり取りが長くなっていますので、この中身が見られるかどうかというのをここで伺わせてください。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 構成団体協議会のほうということございましょうかね。

そちらに関しては、議事録は作っていないですけれども、次第等、情報公開請求があれば提出はできます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 議事録などを作成して、どういう検討がされているのか、25年後に国分寺市、小金井市でこれを建設するということが現実的にどういう逆算で考えていけば可能になるのかということ具体的にしていく必要があるというふうに私は考えます。

続けて聞いてしまいますけれども、覚書を交わした時点と現在、管理者、副管理者は別の管理者、副管理者、それぞれ市長選が行われて別の方々になっておりますが、それぞれこのことは非常に重要な課題であると思っておりますけれども、前市長から新市長になる場合には、市の事業の引継ぎということ

が行われると思うのですけれども、その引継ぎ状況が、それぞれお答えいただけることができましたらば、管理者、副管理者にそれぞれ伺いたいと今日は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 事務局長でございます。

これは日野市、国分寺市、小金井市、市という立場での覚書が締結されているというところでございますので、それ以降、市長の方々が替わった際には、引継ぎということで入っているという認識でございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） すみません、浅川清流環境組合事務局長に今、お答えいただいたのですけれども、それぞれの自治体で前市長から現市長に引継ぎが行われましたかということの私の問いでしたので、恐縮ですが現管理者、現副管理者にお答えをいただきたいと思います。

○議長（窪田知子君） 事業課長。

○事業課長（高木秀樹君） 事業課長でございます。

先ほどの点につきまして、補足をさせていただきたいと思います。

これまでのスケジュールについての検討状況でございますが、3市課長会ですので、私もその中には含まれてはいない状況でございますが、その中での検討状況でございます。

次期施設の規模を今現状としては決めるために、人口の動向ですとかごみの推移みたいなものを見ていくという中で、ごみ減量施策というのを今は検討しているというような状況というふうに聞いています。これについては、一つはおむつの処理の仕方、今現状とすると可燃ごみ処理をしているところですが、リサイクルができるのではないかとというようなところを研究をさせていただいているというふうに聞いています。また、それ以外の方法もないのかというところは、3市課長会の中で議論をしていっているというようなことは聞いている状況でございます。

また、先ほどありました構成団体協議会の場におきましても、そういった検討状況の報告等はされておりますので、そういったところの共有は浅川清流環境組合含めてできているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 今、補足をいただきましたので、補足については承服いたしました。

25年後ですので、気候変動も言われる中で、CO₂排出の量を減らすという大きな課題もともにある中で、次、25年後、同じような規模でつくるといふような構造のままでは、なかなかそれはCO₂減量の方針とも一致しないので、この課題を追求していくということがあるということは分かります。

しかし、私、重要なことは、やはり国分寺市、小金井市につくらなければならないので、この枠組みのままでいけばですね。しかし、この枠組みを崩すというのは、なかなかそれは日野市民にとっては受け入れ難い。3市で、次は国分寺市か小金井市ですよという覚書を締結しているわけですから、うちはよそとやることになりましたので、うちは受け入れませんというようなことはなかなか日野市民にとっては受け入れ難い、そうした変更になるかと思えます。

そういうことでいえば、次期についての検討というのは、やはり本当に一番に問題になるのはその立地だと思います。ですので、そのことは現管理者、副管理者、すなわちそれぞれの市長にとっての大きな課題だということになりますけれども、現設置自治体である日野市長並びにそれぞれの覚書を交わした市長、それぞれが今、管理者、副管理者としてここに着席をいただいていますので、その引継ぎについて、行われている、行われていない、行われておりどういう位置づけになっているか、これについて今日は伺いたいと思っております。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 先ほど答弁したとおり、この覚書については重要な案件でございます。引継ぎがなされているということの認識です。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 管理者、副管理者にお伺いをさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（窪田知子君） 事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） 繰り返しになりますけれども、この覚書、3市のところで行われているものでございますので、それらの中で引継ぎが行われているということでございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員に申し上げますが、事務局長のほうから、引継ぎはされているという答弁が出ておりますが、されているということ以上に、何かこの決算の審査に関わることがございますでしょうか。

ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 25年間運営を行って、その後、運営ができないとなったらば、このことは非常に重要な問題、ごみがまた浮いてしまうということになりますので、私はこの問題をこの決算の審査の中で伺っております。今後のことも、決算はもちろんそうです。水銀の検出はあったということではあります、滞りなく運営はされたというふうに私も判断しております。しかし、この問題は、ここで管理者、副管理者という立場でそれぞれの市長から伺いたいと思っておりますので、浅川清流環境組合の事務局長が、それぞれの自治体で、それぞれの市長が前市長から引継ぎが行われておりますとお答えをいただくというのはいかなるものかと私は思っていて、それぞれ管理者、副管理者から伺いたいと思っておりますので、再度お願いをしたいと思います。

○議長（窪田知子君） 管理者。

○管理者（古賀壮志君） 御質問の件につきましては、当然、今後の課題として認識をしているところでございます。

一自治体の首長として、前市長から引継ぎは受けているものでございます。今後につきましては、覚書に基づいて適切に対処してまいります。

以上です。

○議長（窪田知子君） 副管理者。

○副管理者（白井亨君） 小金井市といたしましても、前市長から引継書をもってしっかりと引継

ぎを受けております。

日野市の皆様、周辺にお住まいの皆様には、この間、多大なる御理解、御協力の下、この施設を運営していただいていることを認識をしておるところでございます。覚書に基づいて、また、この間示されているスケジュールに基づいて、しっかりと協議をしていくと、こういう認識でございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） 副管理者。

○副管理者（丸山哲平君） 国分寺市としても、覚書として引き継いでおります。

以上です。

○議長（窪田知子君） ちかざわ議員、よろしいですか。

○1番（ちかざわ美樹君） 御答弁ありがとうございました。

議長にも感謝申し上げます。

○議長（窪田知子君） ほかに御質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

ちかざわ議員。

○1番（ちかざわ美樹君） 議案第9号、令和6年度浅川清流環境組合一般会計決算については、認定をさせていただきます。

令和6年度は、4回の公害防止基準値を超える水銀、4回というか4日並びに5回検出をされました。周辺にお住まいの方から、令和6年第2回議会定例会に、相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的対策を求める請願が提出され、不採択となりました。この請願提出者の方は、一時的な基準値超過についても、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはないという組合の主張について疑問を感じており、水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から、人の健康及び環境を保護することを目的につくられている。そうした水俣条約の趣旨に反すると、環境汚染や健康被害を生じることはないという、こういう示し方について疑問を感じて請願が提出されました。この施設の周辺にお住まいの方の本当に切実な思いであると思います。

請願に対しては、それぞれの立場で意見表明が行われました。しかし、意見表明を行いましたのは設置自治体の3議員だけであったというのが結果でございます。高い数値での水銀の検出という事態が起こること、その施設の近くに住んでいる皆さんにとって、また、ごみの搬入などが頻繁に行われている、この周辺住民という皆さんにとって、どんな思いをもたらすのかということ。ごみ処理施設、迷惑施設になり得る、迷惑施設と呼ぶかどうかということは、これは見解があると思いますが、なり得る、そういう要素を持つ施設の近くに住む、また周辺に住まうということがどういうことなのかということについては、私は本議会として深く学ぶ機会を得るような必要があるのではないかと思います。それぞれ皆さんの議会の中で、様々なことについて議会として学習をされたり、また議会として改革をしたりということがあることかと思いますが、3つの自治体で構成されている浅川清流環境組合という一部事務組合の私たちの議会も、私はやはりそういう深く学ぶ機会、また、ただ議会に来てお帰りになるだけではなくて、施設を見ていただいたりとかという、そうした機会も得ら

れているとは思いますが、やはりこうした施設の近く、ないしは周辺に住まうということについて、深く学ぶ機会を得るようなことが必要なのではないかという思いを持っております。

また、本格稼働から30年後、もう現在では25年後となりました。その設置に関する検討については、まず施設の規模を小さくするために、ごみを減量していくというところから今、研究をしているということですが、私は、このスケジュールについて改善を求めたいと思っています。さきに申し上げましたように、やはり新しい施設をつくる際には時間もかかりますし、議会の合意なしに次の施設というのは絶対につくれない。それは日野を教訓にさせていただきたいと思うのですけれども、安全神話を拒否して、最大の危機管理に基づいて、次期のごみ処理施設の設置場所について検討していただきたいと思っておりますので、構成団体協議会については、その内容を、スピード感を持つことと、課題を、本当にどこに課題があるのかということに重きを置いて検討していただきたいことを求めたいと思います。

以上が決算認定の私の意見でございます。

以上です。

○議長（窪田知子君） ほかに御意見はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 今、ちかざわ議員の御意見の中に、この組合議会の議員が、議会に参加し、帰るだけ。施設を見学してほしいというような御発言がございましたけれども、小金井市の議員、また国分寺市の議員の皆さんは、施設を見学をされていると伺っておりますし、また新人の議員もするという事も伺っておりますので、それについては一言議長から申し上げておきます。

ほかになければ、これで意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（窪田知子君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号の件は認定されました。

○議長（窪田知子君） これより、議案第10号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（古賀壮志君） 議案第10号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,611万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億8,934万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（窪田知子君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（長谷川浩之君） それでは、議案第10号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,611万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,934万1,000円とするものです。

詳細は、議案書と一緒に提出させていただきました別冊の令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算説明書(第1号)で御説明いたします。

初めに6ページ、7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに1億5,611万3,000円を増額補正するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。9ページ、説明欄、前年度繰越金でございます。1億5,611万3,000円を全額繰越金として計上するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。続きまして、歳出でございます。11ページ、説明欄、22償還金、利子及び割引料、事務経費清算金でございます。7,805万6,000円を計上し、構成団体3市に返還いたします。

次に、24積立金、財政調整基金7,805万7,000円につきましては、令和6年度決算の剰余金の約2分の1を基金として積み立てるものでございます。

以上、議案第10号、令和7年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)についての御説明となります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(窪田知子君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(窪田知子君) なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(窪田知子君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(窪田知子君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(窪田知子君) これより、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(窪田知子君) 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長(窪田知子君) 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和7年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 窪 田 知 子

署 名 議 員 水 谷 た か こ

署 名 議 員 小 林 正 樹